

東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

東秩父村地域公共交通再編実施計画策定に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する詳細は下記のとおりである。

なお、プロポーザルの提出は、書面により行うこととする。

1. 委託業務の概要

- (1) 実施主体 東秩父村地域公共交通活性化協議会
- (2) 事業名 東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託
- (3) 事業内容 東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成28年3月25日（金）まで
- (5) 契約規模 8,086,000円（税抜）を上限とする（ただし、平成26年度予算の範囲内）

2. 東秩父村地域公共交通再編実施計画策定の目的及び基本方針

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に定める地域公共交通再編実施計画として国土交通省大臣の認定を受けることを目的とし、かつ「東秩父村地域公共交通網形成計画」（以下「形成計画」）に基づくバス路線の再編を効果的に推進するため、実証調査等を行い、実施計画を策定するものである。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東秩父村の入札参加資格者名簿に登録され、埼玉県または埼玉県近隣に営業拠点（本支店もしくは営業所）があること。
- (3) 営業状態が著しく不健全であると認められないこと。

4. 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等の作成及び提出は以下の要領に従い作成すること。なお、辞退するものは、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) 企画提案書等の作成

企画提案書等は、これまでの東秩父村地域交通活性化協議会での議論を踏まえたうえ、下記の項目を含めたものを作成（様式は自由）すること。

内容	提案内容
現在の公共交通の利用状況調査	・ 調査手法とその狙い ・ 基礎調査結果等の分析方法

	<ul style="list-style-type: none"> ・東秩父村の公共交通全般に係る課題、問題点
実証調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査手法とその狙い ・調査結果等の分析方法 ・導入実現性、運用方法
地域公共交通再編実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の全体像とその狙い ・策定スケジュール
協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、分科会の開催スケジュール ・意識変容調査の方法と分析について

(2) 企画提案書の提出

①部数

【企画提案書】印刷物 2 1 部（正本 1 部、副本 2 0 部）

【様式 1、2】それぞれ 1 部

※企画提案書の正本には様式 1 及び様式 2 を添付すること

【見積書】（任意様式）正本 1 部

②提出期限

平成 2 7 年 7 月 3 日（金）午後 5 時まで

③提出先

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634

東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局

（事務局：東秩父村総務課 交通政策担当 内野）

電話番号：0493-82-1226（ダイヤルイン）

F A X : 0493-82-1562

E-mail : soumu@vill.higashichichibu.saitama.jp

5. 企画提案書の無効

- (1) この要領に示された条件に適合しないもの
- (2) この要領に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの

6. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質疑等については、次のとおりとする。なお、口頭による質疑は受付けない。

(1) 提出場所

「4 企画提案書等の作成及び提出」の提出先と同じ

（東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局まで）

(2) 提出期限

平成 2 7 年 6 月 2 4 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出方法

FAXまたはE-mailにて受付（任意様式）

（添付ファイルを使用する場合には、Microsoft Wordファイル、Microsoft Excelファイル
またはPDFファイルとすること）

(4) 回答方法

質問を受付後、質問内容が応募者独自の提案に関するものと判断されるものについては、当該
応募者のみに回答し、それ以外についてはホームページ上で回答します。

7. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

平成27年7月9日（木）午後2時30分から実施（予定）

※詳細については、別途通知する

(2) 持ち時間

1社あたり40分程度（目安：説明20分、質疑20分）

(3) 使用備品

自由とする。ただし、プロジェクターについては東秩父村地域公共交通活性化協議会事
務局が準備する。

(4) 説明方法

業者名は伏せたいうえで、事前に提出された企画提案書に沿って行うこととし、資料の追
加は認めない。

なお、説明は業務を受注した場合に主として本業務に従事するものが行うこととする。

8. 選定方針

委託者の選定に当たっては、「東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託プロポーザル
審査委員会要領」によって定められた東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託プロポー
ザル審査委員会において、業者名を伏せたいうえで、企画提案者の提案書等及びプレゼンテーショ
ンを実施し、下記の評価基準により評価、選定する。

評価項目	評価基準
交通に関する基本的な 考え方や利用状況調査 について	・ 調査や分析方法について適切な提案となっているか ・ 公共交通（バス交通）とまちづくりの連携の考え方について本村の特 徴や課題、形成計画などの計画を的確に把握した提案となっているか
実証調査	・ 業務の管理は工夫され実行性、安全性の高い提案となっているか ・ 住民への周知や調査結果の分析が適切であるか
地域公共交通再編実施 計画の策定	・ 再編実施計画策定までの工程は工夫され、実行性の高い設計となってい るか

	<ul style="list-style-type: none"> ・運行計画（ダイヤ管理、料金設定など）は公共交通利用者の増加に繋がる提案となっているか ・形成計画に基づいた公共交通ネットワーク再構築の具体的内容が提案されているか
業務遂行技術力	業務を遂行するために、必要な知識と経験を有する人材が配置され、類似業務の実績やノウハウは活かされているか
プレゼンテーション	プレゼンテーションや質疑応答に理論性があるか
見積額	掲示された見積額（安価順）

なお、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出期限までに資料が提出されない場合
- ②プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる場合を除く）
- ③その他、東秩父村地域公共交通活性化協議会において不相当と認められた場合

9. 選定結果の通知

選定結果は、全ての参加者へ書面により通知する。

10. 契約の締結

- (1) 契約の締結は、東秩父村地域公共交通活性化協議会で選定された業者と交渉の上、随意契約を行う。
- (2) 契約締結に係る事業内容は、決定業者から本プロポーザルに示された企画提案書及び見積り書の内容を基本とする。
- (3) 契約金額は、決定業者から本プロポーザルにおいて示された見積書の金額を基本とする。

11. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担による。
- (2) 法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。

(様式1)

平成 年 月 日

東秩父村地域公共交通活性化協議会
会長 笹沼 和利 様

(提出者) 所在地

事業者名

代表者氏名

印

プロポーザル企画提案書等の提出について

東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託における企画提案書等の関係書類を別紙のとおり提出します。

(連絡先) 担当部署
担当者名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

業者の概要

所在地	本 社 (代表者住所)	〒 住所 電話番号
	県内支社等 (あれば記入)	〒 住所 電話番号
設立(結成) 年月日	年 月 日	
従業員数 (技術者等、 内訳も記載)		
業務内容		
具体的な同 種・類似事 業実績 (過去5年間 で5件まで)		
この委託業 務の実施体 制 (担当人数、担 当者名、担当者 ごとの業務内 容とこれまでの 業務経験)		